

平成29年度舞鶴市子ども・若者支援会議 第2回青少年健全育成部会 議事録（概要）

日時：平成30年2月28日（水）

午後1時30分～午後3時30分

場所：舞鶴市役所202会議室

1 出席者・欠席者：別添、委員名簿のとおり
事務局：舞鶴市健康・子ども部子ども支援課

2 議事等

(1) 開会

(2) 協議事項

①本市における青少年健全育成の取組について

②第28期（平成30・31年度）少年補導委員の推薦について

(3) 報告事項

①本市における青少年の非行の現状と非行防止の取組について（舞鶴警察署より）

②中学校における生徒の現状と学校の取組について（舞鶴中学校長会より）

(4) 閉会

【質疑・意見等】

(2) 協議事項

①本市における青少年健全育成の取組について

資料に基づき、事務局より説明

（委員）

「いじめ相談室」と「子ども何でも相談窓口」のどちらでも相談をしてもいいと思うが、市民にとってわかりやすい窓口となるようにすることと、双方連携して行う相談体制となるようにすべきと思う。

（池内部会長）

更なる理解を深めるために、資料1-2（子ども総合相談センターの相談状況）について、1の相談件数及び3の要保護児童対策協議会の進行管理ケース数（虐待）の内訳資料として、それぞれ相談対象者や相談者の年齢（年代）がわかる資料を作成し、後日配布をしていただきたい。

（池内部会長）

事務局から、6ページの子どもの若者健全育成事業費補助金について、子ども・若者健全育成基金の適正な活用を行うため、平成30年度からこの部会において、補助金申請事業を審査する機関としていきたい旨の提案があった。この件について、各委員の意見はどうか？

(委員)

この部会が、交付申請事業の内容を審査し、交付団体を決定することは難しいし、責任を負えない。これまでどおり市において、申請団体より事業内容のヒアリング等を行い審査し、交付事業を決定し補助金交付するので良いと思う。

(池内部会長)

採決（委員賛成なし）。

この部会において、平成30年度に補助金申請事業を審査する機関とはしないことにする。

今後、補助金申請事業について委員の意見を参考に聴取する役割にするなど、部会が担う役割を再検討いただきたい。

②第28期（平成30・31年度）少年補導委員の推薦について

資料に基づき、事務局より説明

(池内部会長)

意見がないようなので採決を行う。採決の結果、(案)の名簿を承認し、市長へ推薦をすることを決定する。

(3) 報告事項

①本市における青少年の非行の現状と非行防止の取組について（舞鶴警察署 大橋委員代理 三浦係長より）

- ・刑法犯発生状況は10年連続で減少し、舞鶴警察署管内で平成28年495件、平成29年411件となっている。また、舞鶴は、京都府下の市町の中で減少率は1～2番目となっている。
- ・非行少年補導検挙人数も京都府では減少傾向であるが、舞鶴警察署管内では、平成28年は28人、平成29年は53人に増加している。増加の原因は、犯罪を認識させるため、警察が取扱いを強化し、積極的に事案化したことによるものである。凶悪犯罪はなし。
- ・平成29年の不良行為（たばこ、深夜徘徊等）の補導人数は534人、うち6～7割は喫煙である。
- ・非行防止の取組として、全小・中学校においてスクールサポーター（警察OB）による非行防止教室を実施城南中学校を中心とした地域において、非行防止対策チームあじさい隊を結成し、生徒・先生・保護者・少年補導委員等地域住民・警察により、あいさつ運動や清掃活動等、非行しにくいまちづくり活動を実施している。
- ・青少年の立ち直り支援活動としては、生徒・少年補導委員等地域住民・警察でカレーづくり等の体験活動を実施している。
- ・現在、青葉中学校において、警察もあいさつ運動に参加し、第2のあじさい隊づくりを目指していく。

②中学校における生徒の現状と学校の取組について（舞鶴中学校長会 秋原委員より）

- ・あじさい隊は三世代（生徒・親・地域の大人）の活動が効果的である。
- ・少年補導委員の声かけはむずかしい。地域から選出されている補導委員は、学校から選出している補導委員の声かけをするノウハウをうまく活用してほしい。
- ・学校教育では、人間としての心の育成を目指す。人口知能ではできない部分である。
- ・生徒の特徴としては、自己肯定感が低い、自分はダメな人間と思っている割合が高い。人との関わりの減少、人とのコミュニケーションがとりにくい、とれない、トラブルを起こす、いじめに発展などの悪循環が生じ

ている。

- ・孤立化している生徒、1人である生徒を注意深くみていくことが大事である。
- ・教育は生徒との接触時間に比例する。教師が手本となれるよう、頑張っている姿を示す。

(委員)

- ・SNSの利用、これにより犯罪に巻き込まれる事件も多い。このあたりの教育はどうなっているのか。

(秋原委員)

- ・SNSの利用、その怖さについては常に教育指導を行っている。非行防止教室でも取り組んでいるが、トラブルは絶えない状況である。いじめやケンカ、見知らぬ人に会いに埼玉まで行ってしまふ事案もあった。

(中島委員)

- ・裁判所から見た状況を報告する。家庭裁判所舞鶴支部は、舞鶴・宮津・京丹後・福知山が管轄エリアであり、調査官は4人、裁判官1人、14歳から20歳が対象である。
- ・犯罪件数は減少傾向である。犯罪のケースとしては、窃盗が中心であり、その他、性非行、傷害事件、交通事故等がある。少年鑑別所に収容し少年院に送るケースもある。発達障害系の子どもも多い。
- ・再犯率は高い状況である。
- ・青少年の特徴としては、自己肯定感の低さに加えて、自己有用感（自分は役に立っていない・ダメな人間）が低い。清掃活動などボランティア活動を通じてその意識を変えていく取組が必要と考えている。また、家庭の教育力の低下も感じている。

(桑村委員)

- ・保護司の取組から、49人の保護司で活動している。保護観察等の対応は、1人の青少年に対して2人の対応という状況である。月2回の面接を行い、また、ボランティア活動（高齢者施設での活動や清掃活動等）による社会貢献活動を行っている。青少年に寄り添った活動を実施している。

(池内部会長)

児童福祉の理念には、“なによりも子どもの最善の利益が優先”とある。未来を担う子どもたち、青少年の健全な育成につきましては、国・府・市をはじめ、子どもの保護者を含む市民と共に、子どもたちを心身共に健やかに育成する責任を負っている。これらの意見を踏まえまして、舞鶴市をはじめ、関係機関が連携を図って、青少年の健全育成に努めてまいりたい。今後とも協力をお願いする。